

伊勢市商談会等出展支援事業補助金 利用者募集について

伊勢市内の中小企業者及び中小企業団体等が、販路拡大や新規需要開拓のために、商談会や見本市などに出展する費用の一部を補助します。【予算額】1,500千円

募集時期	<p>○令和8年4月1日（水）から随時 ※先着順での申請受付のため、交付決定額が予算額に達した時点で受付を終了します。 ※予算残額はホームページにて随時更新しています。</p>
補助対象者	<p>○伊勢市内で1年以上事業を行っており、市税の滞納がないもので、次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者） ・伊勢市内に主たる事務所を有する中小企業団体等（商工会、商工会議所及び中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体） <p>※同一の補助対象者が補助金の交付を受けられるのは、年度内1回限りです。<u>ただし、令和5年4月1日以降、同一の補助対象者につき、通算して3回を限度とします。</u></p>
補助対象事業	<p>下記を満たす事業が補助対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○販路拡大や新規需要開拓のために、国内外で開催される商談会、展示会、見本市、WEB商談会等へ出展する事業 ○補助金の交付決定以降に商談会等に出展する事業で、<u>事業完了から30日以内または令和9年3月31日(水)までのいずれか早い日までに実績報告を行うことが可能な事業。</u> <p>※一般消費者への販売が主な物産展、即売会等は対象外です。 ※伊勢市が主催又は共催する商談会等は対象外です。 ※WEB商談会に出展する事業の場合、次の条件を満たすものが対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①WEBページに「WEB見本市」、「オンラインEXPO」、「WEB商談会」及びこれらに準ずる表記があるもの。 ②主催者が開催期間を指定しているもの。 ③商談実績が把握でき、成果物の確認ができるもの。
補助金額及び補助対象経費	<p>○対面による商談会の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①出展に要する小間料に相当する額 <ul style="list-style-type: none"> →国内での出展の場合は<u>上限10万円</u> →海外での出展の場合は<u>上限20万円</u> ②出展に要する装飾費及び広告宣伝費に相当する額 <ul style="list-style-type: none"> →国内外ともに<u>上限5万円</u> <p>※装飾費は、補助事業実施に係る会場設営に要する費用（社名パネル・パーテーション・電気代等）及び備品の借用に要する費用（テーブル・椅子・展示台等）が対象となります。</p>

	<p>※広告宣伝費は、補助事業実施にあたって必要なパンフレット・チラシ・ポスター・商品パネル・のぼり・腰幕等の作成に要する経費が対象です。補助事業の目的から外れたものや、通常の営業活動で活用することを主目的とした経費は対象外です。補助事業の実施に適切な数量にてご申請ください。</p> <p>○非対面による商談会（WEB商談会）の場合</p> <p>①出展に要する参加費に相当する額 →国内外ともに<u>上限5万円</u></p> <p>②企業情報などの掲載料に相当する額 →国内外ともに<u>上限5万円</u></p> <p>※振込手数料は対象外です。 ※伊勢市以外からも補助金等を受ける場合は、その額を控除した額を本補助金における補助対象経費とします。 ※伊勢市から補助金を受ける場合、伊勢市以外からの補助金を受けられなくなる恐れがありますので、申請の際は、ご確認の上お申し込み下さい。 ※海外の商談会へ出展の場合、小間料等の金額については、支払時点での為替レートにて算出します。 ※商品券・金券・仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイントでの支払い、小切手・手形での支払い、相殺による決済は対象外です。</p>
<p>交付申請方法</p>	<p>下記の書類を揃えて伊勢市役所商工労政課の窓口、メール、郵送にてご提出ください。</p> <p>《申請書類》</p> <p>○伊勢市商談会等出展支援事業補助金交付申請書（様式第1号） ※必ず記入例を参考にし、必要事項を記入してください。</p> <p>○市税の滞納がないことを証明する書類（完納証明書・コピー不可） ※「市税に関する調査同意書」（所定様式）の提出にて、完納証明書の提出省略可（押印必須・原本限りのためメールでの提出不可）。</p> <p>○出展する商談会等の出展案内・パンフレット類・見積書等 （出展に要する経費について金額が明記されている書類）</p> <p>○申請者の概要を示すパンフレット類（ある場合）</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費など申請内容に変更が生じた場合は、必ず「伊勢市商談会等出展支援事業変更等承認申請書」（様式第4号）をご提出ください。 ・出展する商談会そのものの変更は変更等承認申請書の提出のみでは受付できません。変更承認申請書による事業廃止手続きと改めて申請手続きを行う必要があります。

◆問合せ◆（申請書の提出先）

伊勢市産業観光部商工労政課商工係（伊勢市役所東館3階 306番窓口）

〈電話〉0596-21-5512 〈FAX〉0596-21-5651 〈E-mail〉syoko@city.ise.mie.jp